

大和市告示第52号

大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、その利用料に関する支援を行う事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 次条第2項に規定する対象施設等（以下「対象施設等」という。）が次条第1項に規定する対象幼児の保護者から徴収する利用料（入園料、施設整備費及び実費徴収費（食材費、通園費等の対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）を除く。）をいう。
- (2) 給付金 この要綱の規定により本市が支給する給付金をいう。

(給付金の支給対象及び対象施設等)

第3条 給付金の支給の対象となるのは、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす幼児（以下「対象幼児」という。）の保護者（対象幼児に係る法第11条に規定する子どものための教育・保育給付及び法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している者を除く。）とする。

- (1) 本市に住所を有する満3歳以上の小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）であること。
- (2) 対象施設等を利用する時間が概ね1年当たり39週以上、1週当たり5日以上かつ1日当たり4時間以上8時間未満であること。
- (3) 法第59条の2の仕事・子育て両立支援事業の対象となる施設等を利用していないこと。

2 対象施設等は、次に掲げる要件のいずれも満たす施設等であって、第5条第1項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けたものとする。

(1) 在園する全ての満3歳以上の小学校就学前子どもに対し提供する集団活動の標準的な時間が、概ね1年当たり39週以上、1週当たり5日以上かつ1日当たり4時間以上8時間未満であるもの

(2) 別表第1に規定する対象施設等の認定基準（以下「認定基準」という。）を満たすもの

(3) 次のいずれにも該当しないもの

ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前子どもの数（以下この項において「利用者数」という。）のうち、法30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている保護者に係る満3歳以上の小学校就学前子どもの数が、利用者数の概ね半数を超えないものを除く。）

（対象施設等の認定の申請）

第4条 対象施設等の認定を受けようとする施設等の設置者は、大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（対象施設等の認定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、対象施設等として認定したときは大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等認定通知書により、当該申請を却下したときは大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、本事業を適正に推進させるために、対象施設等の設置者に対して必要な条件又は指示事項を付することができる。

3 認定を受けた対象施設等の設置者は、毎年度の3月15日までに大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る在籍名簿を市長に提出しなければならない。

（対象施設等の認定の取消し）

第6条 市長は、対象施設等の設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 認定基準を満たさないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) 前条第2項に規定する条件又は指示事項に違反したとき。

2 市長は、認定を取り消したときは、大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等認定取消通知書により、その設置者に通知するものとする。

(対象経費)

第7条 給付の対象となる経費は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った1月当たりの利用料(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。)とする。

(給付基準額)

第8条 対象幼児1人当たりの給付金の基準額は、1月当たり20,000円とする。ただし、認定を受けた日の属する年度の前年度から起算して過去3年度の対象施設等における平均月額利用料に相当する額(その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)が20,000円を超えない対象施設等を利用する対象幼児は、当該平均月額利用料に相当する額とする。

(給付金の額)

第9条 対象幼児(当該対象施設等に当該月の初日に在籍している者に限る。)1人当たりの給付金の額は、第7条に規定する対象経費の実支出額と前条に規定する給付基準額のいずれか少ない方の額とし、年度ごとに支給する。

(給付金の支給申請)

第10条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、原則として当該年度の3月15日から同月31日までに、大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書兼請求書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、別に定める日までとする。

(支給決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給することを決定したときは大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書により当該申請をした者に通知するとともに、給付金を支給し、当該申請を却下したときは大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の給付金は、大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書兼請求書記載の振込先口座に振り込むものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、対象幼児の保護者が偽りその他不正な手段により前条第1項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けたと認めるときは、その決定を取り消すことができる。

2 市長は、決定を取り消したときは、大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書により、当該保護者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第13条 市長は、決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、当該保護者に対し、期限を定めて当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係書類の整備）

第14条 対象施設等の設置者は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

（給付金に関する報告等）

第15条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、決定を受けた保護者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（指導及び監査）

第16条 市長は、対象施設等の設置者に認定基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施するため、概ね1年に1回、対象施設等の設置者に対して指導又は監査を実施することができる。

2 市長は、特に必要と認める場合には、前項の指導又は監査を実地により個別に実施することができる。

（様式）

第17条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象施設等の認定基準

項目	基準の内容
(1) 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児には概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児には概ね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。</p>
(2) 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者の概ね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上は、次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する普通免許状をいう。）を有する者</p> <p>(2) 保育士若しくは看護師（准看護師含む。）の資格を有する者</p> <p>(3) 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）</p>
(3) 設備（有する場合に限る。）	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限るものとし、自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理及び保存機能を有する設備とする。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。</p>
(4) 非常災害に対する措置	<p>(1) 建物がある場合は、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p>

	<p>イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>ウ 集団活動室を2階に置く場合には耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に掲げる耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に掲げる準耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）とし、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物でない場合においては、アに規定する設備の設置及びイに規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>(2) 建物が無い場合は、活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保等必要な対策をとること。</p>
(5) 集団活動内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育、発達の状況等を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、及び実施していること。</p>
(6) 給食（提供をする場合に限る。）	<p>幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。</p>
(7) 健康管理及び安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理及び安全管理を行うこと。</p>
(8) 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明又は情報提供を行うこと。</p>
(9) 備える帳簿	<p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。</p>
(10) 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実の内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>

別表第2（第17条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集 団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書	第4条
第2号様式	大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集 団活動事業の利用支援事業対象施設等認定通知書	第5条
第3号様式	大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集 団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書	第5条
第4号様式	大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集 団活動事業の利用支援事業に係る在籍名簿	第5条
第5号様式	大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集 団活動事業の利用支援事業対象施設等認定取消通知書	第6条
第6号様式	大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集 団活動事業の利用支援事業支給申請書兼請求書	第10条及 び第11条
第7号様式	大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集 団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書	第11条
第8号様式	大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集 団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書	第11条
第9号様式	大和市地域における小学校就学前子どもを対象とした多様な集 団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書	第12条